

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

木島平村長 日暮正博

市町村名 (市町村コード)	木島平村 (562)
地域名 (地域内農業集落 名)	往郷1 ( 部谷沢・中島 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月27日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

農家の高齢化と少子化により、担い手の確保が課題となっている。また、当地区は急傾斜地に農地が多いため、作業効率が悪く、遊休農地の増加が懸念されている。さらに鳥獣被害も多く営農の継続に影響を及ぼしている。持続的な農地の利用と地域の活性化を進めるためには、新規就農者の育成・確保とともに地域農業のあり方や農地利用の方針を定め、地域全体で取り組む必要がある。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

省力化や低コスト生産技術の導入及び普及を促進するとともに農地の保全と持続性の高い有効利用を図るため、農地中間管理事業を活用し、規模拡大に意欲的な担い手への農地の集積・集約化を推進する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地（青地）とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

## (1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や認定新規就農者、農業法人を中心に団地面積の拡大を図るとともに、担い手への農地集積を進める。

## (2) 農地中間管理機構の活用方針

担い手の経営意向を踏まえるとともに土地所有者の意向に配慮し、農地中間管理機構を活用した段階的な集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農業の生産効率の向上や集積・集約化などを図るための基盤整備を推進する。中山間地域等直接支払制度を活用し、農道や水路等の修繕・更新など農業用施設の長寿命化対策に取り組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

県農業農村支援センター、JA、農業委員会、農地中間管理機構等と連携し、就農相談や就農に向けた研修支援、営農指導や農地確保等の体制を強化する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農作業受託を行う経営体の取組を支援することで農作業の効率化を図り、農業経営を維持できる体制の整備と遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

①クマ、イノシシ、シカの侵入防止のため、集落電気柵を設置するとともに猟友会と連携・情報共有することで地域ぐるみで被害防止に努める。

⑦中山間地域等直接支払交付金を活用して、農地・水路の保全管理に努める。